

インターネット上に公開された個人に関する情報等の
取扱いに関する研究会（第1回会合）
議事要旨

1. 日時：平成29年5月16日（火）16:00～18:00

2. 場所：総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

新美育文座長、石井夏生利構成員、大谷和子構成員、上机美穂構成員、桑子博行構成員、
小向太郎構成員、長田三紀構成員、森亮二構成員、山口いつ子構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 木村孝 会長補佐

一般社団法人セーフターインターネット協会 中山明 副会長

Google APAC 矢野敏樹 プライバシー及びセキュリティ公共政策担当

ヤフー株式会社 吉田奨 コーポレートインテリジェンス本部政策企画部部長

法務省 前田敦史 人権擁護局調査救済課長

（3）総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、

竹村事業政策課長、湯本消費者行政第二課長、菱沼国際経済課長、三田データ通信課長、

景山消費者行政第二課企画官、梅本消費者行政第二課専門職

4. 議事要旨

（1）開会

- 開会にあたり、富永総合通信基盤局長が挨拶を行った後、構成員により開催要綱が了承され、新美構成員が本研究会の座長に選任された。

（2）主な検討事項について

- 事務局より、資料1に基づき、本研究会における主な検討事項についての説明を行った。

（3）構成員からの報告

- 森構成員より、資料2に基づき、削除請求に関する近時の判決についての報告が行われた。
- 小向構成員より、資料3に基づき、米国・欧州の削除請求に関する制度についての報告が行われた。
- 桑子構成員より、資料4に基づき、違法・有害情報相談センターにおける相談の概況についての報告が行われた。

(4) 一層迅速な対応の実現に向けた方策について

- 事務局より、資料5に基づき、一層迅速な対応の実現に向けた方策の提案を行った。

(5) 意見交換

- 構成員からの報告については、主に以下のような意見があった。
 - ・ 検索結果ではなく、通常のウェブサイトや掲示板への名誉毀損の書込みに対する削除仮処分の可否については、事例の蓄積によって相場観が形成されてきている。
 - ・ EU一般データ保護規則における「削除権」に関してデータ管理者が負う義務の具体的な範囲については、現時点では詳細は不明であり、ガイドラインが待たれるところ。
- 事務局からの提案については概ね賛同が得られたが、主に以下のような意見があった。
 - ・ 関係者間での情報共有を進める案については、裁判所・関係省庁・事業者等と連携して、具体的事例を集めたレポジトリのための公開プラットフォームを構築できるとよく、その上に載せるデータの種類や信頼性等は今後の検討課題となると考える。
 - ・ 相談センターからプロバイダ等に対して事案の情報提供を行い自主的削除を促すとの案については、日頃削除依頼を受けているプロバイダ等にとっても、然るべき機関からの連絡の方が対応しやすいため効果があると思われる。もっとも、表現の自由の問題もあるため、具体的にどのような事案で相談センターから自主的削除を促すかについては、慎重に判断する必要がある。
 - ・ 事務局提案では青少年に関する一定の書込みが対象とされているが、インターネットに詳しくなく、保護の必要性が高いのは青少年に限られないのではないか。
 - ・ まずは対象を青少年に絞った方が、プロバイダ等に迅速に対応してもらいやすいと思われる。
 - ・ 青少年は判断能力が不十分な面もあることから、後見的な保護のために相談センターが特別な対処をする理由があるといえる。
 - ・ 削除を促す先の事業者が掲示板設置者なのか、検索エンジンなのか、SNS事業者なのか明確ではないが、根本的な青少年保護を図るためには、元サイトの情報を削除するにはどうしたらよいかを考えていくことが必要。
 - ・ 相談者が青少年であることの確認方法、権利侵害の有無を判断するための基準、削除を促す先の事業者の範囲、相談者の主張についての事実確認の方法といった点が検討課題。

(了)